

国保に加入するとき・やめるとき

国保に加入したり、やめたりするときは、**14日以内**に国民健康保険課に届け出てください(届出に必要なものは、P48参照)。

国保に加入するとき

- 職場の健康保険などをやめたとき(退職日の翌日)
- ほかの市区町村から転入してきたとき(転入日)
- 子どもが生まれたとき(生まれた日)
- 生活保護を受けなくなったとき(受けなくなった日)

加入の届出が遅れると・・・

- 届出前の医療費を、一旦全額自己負担していただくこととなります。
- 保険税は届出をした日からではなく、加入した月までさかのぼって払うこととなります。

例えば、2月に会社を辞めて社会保険の資格が切れたが、国保加入の届出を5月に行った場合

会社を退職

国保に届出



国保をやめるとき

- 職場の健康保険などへ加入したとき(加入した日の翌日)
- ほかの市区町村へ転出したとき(転出日の翌日)
- 国外へ出国したとき(出国日の翌日)
- 後期高齢者医療制度に加入したとき(加入した日の翌日)
- 死亡したとき(死亡した日の翌日)
- 生活保護を受け始めたとき(受け始めた日)

やめる届出が遅れると・・・

- ほかの健康保険加入後は、川西市国保の資格確認書は使用しないでください。使用されると、国保が負担した医療費をあとで返還していただくこととなります。
- ほかの健康保険などに加入すると、保険税を二重に納めてしまうことがあります。

ほかに手続きが必要なとき

国民健康保険に加入するときややめるとき以外にも、手続きが必要な場合があります。詳しくは P48 をご覧ください。

資格確認書・資格情報のお知らせ

資格確認書・資格情報のお知らせは被保険者資格を確認する書類で、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をされていない場合は資格確認書、されている場合は資格情報のお知らせが交付されます。医療機関(薬局)(※1)にかかるときにマイナ保険証又は資格確認書を窓口に表示すると受診することができます(※2)。大切に取り扱い、紛失しないようにしてください。

※1 国内の医療機関(薬局)

※2 資格情報のお知らせのみでは受診できません。資格情報のお知らせとマイナンバーカードをあわせて提示することで、医療機関がマイナ保険証に対応していない場合や、システムエラーなどで利用できない場合でも、保険診療を受けることができます。

このようなことにご注意ください

- 1 資格確認書・資格情報のお知らせの交付を受けたときは、記載されている内容を確認し大切に保管してください。
- 2 職場の健康保険に加入するなど被保険者の資格がなくなったときは、川西市の健康保険は使用せず、直ちに資格確認書を国民健康保険課に返してください。
- 3 記載事項に変更があったときは、14日以内に資格確認書(お持ちの人のみ)を添えて届け出てください。
- 4 有効期限を経過した資格確認書は使用することができないため、速やかに処分してください。69歳以下で資格情報のお知らせが交付されている人は、有効期限はありません。資格情報に変更がない限り、大切に保管してください。
- 5 特別な事情がないのに保険税を滞納した場合、特別療養費の支給対象となる場合があります。
- 6 不正に使用したものは、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあります。
- 7 資格確認書裏面の臓器提供意思表示欄について、臓器提供の意思がある人は署名してください。
- 8 氏名表記について、性同一性障害で通称名の記載を希望する人は、国民健康保険課まで連絡をお願いします。

高齢受給者(70歳以上)

70歳になると、誕生月の翌月(1日生まれの人はその月)から高齢受給者となり医療機関(薬局)で支払う負担割合が前年所得に基づいて決定されるようになります(毎年8月負担区分見直し)。

70歳の誕生日が1日以外の人は翌月から
例 誕生日が5月5日の場合→6月から対象

70歳の誕生日が1日の人は当月から
例 誕生日が7月1日の場合→7月から対象

6	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

負担割合は、資格確認書・資格情報のお知らせで確認できます。